

◇臨採者について継続任用の要請にとどまらず、採用に直接つながるとりくみはないか。

◆臨採経験が長い方がおり、臨採経験をいかした採用試験を求め、一般教養を受けなくてもいいように変わってきた。

◇賃金改善について、55歳昇給停止や再任用者の給料等、賃金改善に向けて更なるとりくみを。

◆今年度の人勧で、再任用教職員の賃金についても低い幅ではあるが引き上げになった。再任用教職員の賃金改善について引き続きとりくんでいきたい。

◇一般会計の繰越額が多すぎるのではないか。

◆組織機構等検討委員会で審議していただき、次回大会までに改善の方向性を出したい。

実習教諭・寄宿舍指導員採用試験結果発表

11月30日、2017年度の実習教諭・寄宿舍指導員採用試験結果が発表になりました。

実習教諭は58人受験で9人（理科1人、工業4人、農業3人、水産1人）の合格。寄宿舍指導員は40人受験で4人の合格でした。合格者は臨採経験者がほとんどで、各分会での臨採者支援に感謝します。新年度組合加入につなげていきましょう。

有資格者の2級格付 年齢要件緩和勝ちとる！（来年4月から）

高教組情報No.8で今年度の定期交渉について紹介しました。交渉の結果、来年の4月から実習教諭・寄宿舍指導員の有資格者の格付年齢要件が、現在の50歳から48歳に引き下げとなる方向性となりました。これは、今年4月の教員免許を所持していない場合の55歳から53歳に年齢要件が引き下げとなったのに続き、2年連続で定期交渉で勝ちとった成果です。

実習教諭・寄宿舍指導員の2級昇格要件

【実習教諭】 号給、経験年数、年齢及びその他の要件をすべて満たすこと

要件	号給※	経験年数	年齢	その他
内 容	1級 105号給	大卒20年 短大卒23年 高校卒26年	なし	① 以下に掲げる普通免許状のうちいずれかを所有 ア 免許法第4条第5項第2号に定める普通免許状（高等学校の教科） イ 規則第63条第4項に定める普通免許状（理療、理容及び特殊技芸） ウ 規則63条の2第3項に定める普通免許状（自立活動教育）
			48歳以上	② 以下に掲げる科目をすべて修得 ア 規則第5条に定める理科の教科に関する科目5単位以上 イ 規則第6条に定める教職に関する科目5単位以上
				③ あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許及びきゅう師免許を有し、かつ、規則第64条第2項第3号に定める科目のうち人事委員会内規で定める科目の単位を6単位以上修得